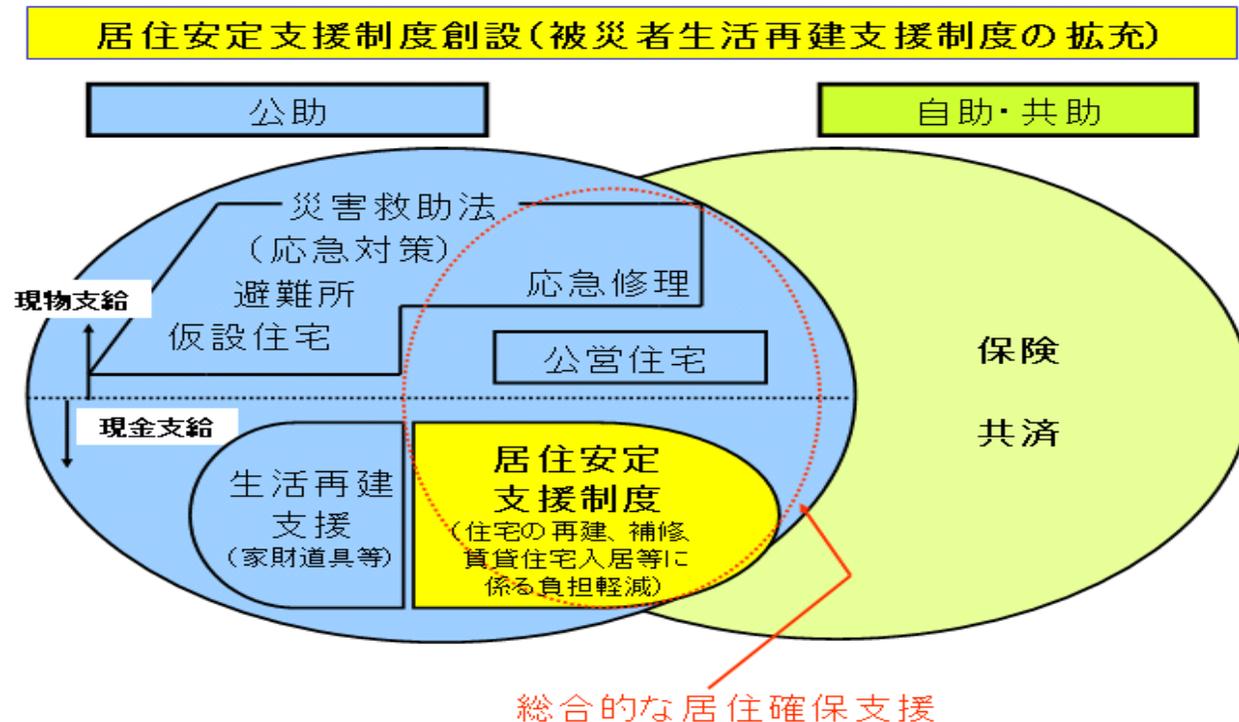


基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである。住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するというものであることに留意されたい。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行う等、自らの備えを行うことも重要である。



出典：
 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(抄)」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」
 (平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)
 (各都道府県知事、財団法人各都道府県会館理事長あて)